



Title	「ロシア共和国民法典」邦訳(2)
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi; 佐保, 雅子 他
Description	資料
Citation	北大法学論集, 17(1), 73-103
Issue Date	1966-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27850
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(1)_P73-103.pdf



資料

「ロシア共和国民法典」邦訳 (2)

五十嵐 清
佐保 雅子

おことわり

本稿は前稿(第16巻第1号)にひきつづきロシア共和国民法典の所有権の部分を邦訳したものである。前稿脱稿後、宮崎昇氏の全訳(法務資料293号)が発表された。それで、われわれ両名は前号に掲載することを差控えたわけであるが、その後解説書を購入したので本号からはあらたに解説を加えて翻訳を継続することにした。宮崎氏の全訳はまことにすぐれたものであり、われわれの

訳業はこれに負うところが多い。こころから感謝する次第である。

なお、解説は O. C. Иоффе, Ю. К. Толстой: Нововый Гражданский Кодекс РСФСР. Издательство Ленинградского Университета, 1965, стр. 95-180 にあるの佐保が担当した。資本主義法と特に差異がないとおもわれる部分については省略した。文中「基礎」とあるのは、ソビエト連邦の法律「ソビエト連邦および連邦共和国の民事立法の基礎」のこと

料である。また、今回は都合により総則の部分の解説は掲載されていないが、今後折りをみて発表する予定である。

資

第2編 所有権

第7章 総則

第92条 所有者の権能

所有者には、法律により定められる範囲において、財産に対する占有、利用および処分が帰属する。

第93条 社会主義的所有と個人的所有

① 社会主義的所有とは以下のものである。国家的（全人民的）所有。コルホーズまたはその他の協同組合的機関およびこれらの連合体の所有。ならびに社会的機関の所有。

② 市民の需要の充足手段のための財産は、個人的所有となる。

第8章 国家的所有

第94条 国有財産の単一の所有者としての国家

① 国家は、すべての国有財産の唯一の所有者である。

② 国家的機関に配布された国有財産は、法律により定められる範囲において、その活動目的、計画課題および財産の使命にしたがって財産を占有、利用、処分する権利を行使する当該機関

の業務管理下に属する。

第95条 国家的所有権の客体

① 土地、地下資源、水、森林、大工場、工場、炭鉱、鉱山、発電所、鉄道、水運、航空、自動車運輸、銀行、通信施設、国家により組織された農業・商業・公営およびその他の企業、ならびに市および市型町の基本的住宅ファンドは国家の所有に属する。いかなる他の財産もまた国家の所有に属し得る。

② 土地、地下資源、水および森林は、国家の独占的所有に属し、「他の者には」その利用のみが認められる。

第96条 基本資産と関連する国有財産の処分手続き

① 国有の企業、建造物、営造物、施設および国家的機関の基本資産と関連するその他の財産の、他の国家的機関ならびにコルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関への移転の手続は、ソビエト連邦の立法およびロシア共和国関係会議の決議により定められる。

② 国有の企業、建造物及び営造物は、ひとつの国家的機関から他の国家的機関へ無償で移転される。

③ 本条で規定された国有財産は、市民に譲渡されてはならない。ただしソビエト連邦の立法およびロシア共和国関係会議の

決議により、市民への売り渡ししが許された個々の種類の財産を除く。

第97条 流動資産および生産物の処分に関する国家的機関の権能
国家的機関は、原材料、燃料、資材、半製品、資金及び他の流動資産、または完成した生産物を、その資産の特定の目的に従い、一定の計画の下に処分する。

第98条 国有財産に対する執行の手続き

① 企業、建造物、營造物、施設および国家的機関の基本資産と関連する他の財産は担保物件になり得ず、また債権者の請求により執行され得ない。

② その他の財産に対しては、ロシア共和国民事訴訟法典により規定される例外を除き、ただし資金に関してはソビエト連邦の立法により規定される例外を除き、執行がおこなわれる。

③ 信用機関により国家的機関に交付された貸付金の返還についての信用機関の請求による執行の手続きは、ソビエト連邦の立法により定められる。

第9章 コルホーズ、その他の協同組合的機関

およびこれらの連合体の所有

第99条 コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連

合体の所有権の内容

① コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体は、その定款（規程）に従い、自己に所有権の帰属する財産を占有し、利用し、処分する。

② コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体の所有下にある財産についての処分の権利は、排他的に、所有者自身に帰属する。

第100条 コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体の所有権の客体

コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体の所有としては、その企業、文化厚生施設、建造物、營造物、トラクター、コンバインその他の機械、運輸手段、役畜および畜産用家畜、その機関により生産された生産物およびかかる機関の活動目的に適合するその他の財産が属する。

第101条 コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体の財産に対する執行の手続き

① コルホーズ、その他の協同組合的機関およびこれらの連合体に属する企業、文化厚生施設、建造物、營造物、トラクター、コンバインその他の機械、運輸手段およびその基本資産と関連

料

するその他の財産、ならびに種子ファンドおよび飼料ファンド
に対しては、債権者の請求による執行がなされ得ない。

資

② 執行は、ロシア共和国民事訴訟法典により規定される例外を
除き、ただし資金に関してはソビエト連邦の立法により規定さ
れる例外を除き、その他の財産に対して行われる。

③ 信用機関により交付された貸付金の返還についての信用機関
の請求による執行の手続きは、ソビエト連邦の立法により定め
られる。

第10章 労働組合および他の社会的機関の所有

第102条 労働組合および他の社会的機関の所有権の内容

- ① 労働組合および他の社会的機関は、その定款(規程)に従い、
自己に所有権の帰属する財産を占有し、利用し、処分する。
- ② 労働組合および他の社会的機関の所有下にある財産について
の処分の権利は、排他的に、所有者自身に帰属する。

第103条 労働組合および他の社会的機関の所有権の客体

労働組合および他の社会的機関の所有としては、その企業、
建造物、営造物、保養所、休息の家、文化宮殿、クラブ、ス
タジアム、ピオネール・キャンプおよびこれらの付属施設、文
化・啓蒙ファンド、ならびにかかる機関の活動目的に適合する

その他の財産が属する。

第104条 労働組合および他の社会的機関の財産に対する執行の手 続き

- ① 労働組合および他の社会的機関に属する企業、建造物、営造
物、施設および企業、保養所、休息の家、文化宮殿、クラブ、
スタジアムおよびピオネール・キャンプの基本資産に関連する
その他の財産ならびに文化・啓蒙ファンドに対しては、債権者
の請求による執行は行われ得ない。

② その他の財産に対しては、ロシア共和国民事訴訟法典により
規定される例外を除き、ただし資金に関してはソビエト連邦の
立法により規定される例外を除き、執行が行われる。

③ 信用機関によりこれらの機関に対し交付された貸付金の返還
についての信用機関の請求による執行の手続きは、ソビエト連
邦の立法により定められる。

第11章 個人的所有

第105条 市民の個人的所有権の客体

- ① 市民の物質的・文化的需要の充足のために用いられる財産
は、市民の個人的所有権に属し得る。
- ② すべての市民は、勤労所得および貯金、住宅(またはその一

部)および家庭副業経営、家庭日常用品、個人的日用品および便益品を個人的に所有し得る。

③ 市民の個人的所有に属する財産は、不労所得を得るために利用され得ない。

第106条 住宅に対する個人的所有権

① 一戸の住宅(または一戸の住宅の一部)が、市民の個人的所有に属し得る。

② 同居している夫婦およびその未成年の子は、そのひとりに個人的所有権により帰属するか、あるいはその共同所有として帰属する一戸の住宅(または一戸の住宅の一部)のみを所有し得る。

③ 本条第2項で規定されたひとりまたは数人の市民の、住宅の一部に対する所有権は、所有者以外の市民から当該住宅の他の部分(または数個の部分)を所有する権利を奪うものではない。ただし、個人出資者による高層集団住宅においては、同居している夫婦およびその未成年の子は一個の住居部分のみを所有し得る。

④ 市民に個人的所有権により帰属する住宅またはその一部(または数個の部分)の最大面積は、居住面積六〇平方メートルを

こえてはならない。

⑤、ただし、大家族をもつ市民、または超過居住面積に対する権利を有する市民に対しては、地方・市勤労者代議員ソビエト執行委員会は、超過居住面積の住宅(住宅の一部)を所有のために、取得または保有することを決定し得る。かかる場合における住宅(住宅の一部)居住面積は、超過居住面積に対する権利を考慮し、地方勤労者代議員ソビエトの住宅における借主のための基準により、当該の家族のためにさだめられる面積(第316条)をこえてはならない。

第107条 一戸をこえる住宅に対する個人的所有権の消滅

① 法律により認められる事由により、一戸をこえる住宅が市民または同居している夫婦およびその未成年の子の個人的所有にある場合には、所有者は自己の選択によりそれらの住宅のうちいずれか任意のものを留保する権利を有する。他の住宅(数戸の住宅)は、一年以内に、所有者により売却、贈与または他の方法により譲渡されなければならない。

② 住宅(数戸の住宅)の、所有者による自発的譲渡のための一ヶ年の期間は、当該住宅(数戸の住宅)に対する所有権発生の日から起算される。

料

資

③ 所有者が一年以内に任意の形式における住宅の譲渡を履行しない場合には、当該の住宅は、地方・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の決定により、裁判所の判決の執行のためロシア共和国民事訴訟法典により規定される手続きにおいて強制的に売却される。売却により得られた売得金は、売却実行に関する費用弁済の後、住宅の前所有者に引渡される。

④ 強制手続による住宅の売却が買受人のないため成立しない場合には、当該住宅は、地方・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の決定により、無償で国家の所有に帰せられる。

⑤ 本条の規定は「以下の各号の住宅が」法律により定められる事由により市民または同居している夫婦およびその未成年の子の個人的所有下にある場合にも同様に適用される。

1 一戸の住宅のほか他の住宅の一部分（または数個の部分）
2 数個の住宅の部分

3 本法第108条において規定される面積をこえる一戸の住宅の一部分（または数個の部分）

4 個人出資者による住宅建築組合の高層集団住宅における一個をこえる住居部分

第108条 住宅建設協同組合の家屋に居住部分を有するときの住宅

にたいする個人的所有権取得の効果

住宅及び住宅建築協同組合の家屋における居住部分が、法律により認められる事由により、市民または同居している夫婦およびその未成年の子の個人的所有に同時に属する場合には、住宅（住宅の一部）の所有者は、自己の選択により住宅（住宅の一部）または住宅建築協同組合の家屋における居住部分を留保する権利を有する。後者の場合において、所有者は、当該住宅（住宅の一部）の譲渡を、住宅（住宅の一部）に対する所有権の発生の日または住宅建設協同組合の「家屋における」居住部分に定住の日から一年以内に行わなければならない。この規定の不履行にたいしては、本法第109条第3項および第4項により規定される効果が発生する。

第109条 家屋の無許可建築の効果

① 法定の許可を得ず、または適当なものとして承認された企画に添わず、もしくは企画からの重大な離反および基本的な建築規準または建築規定のひどい違反において、住宅（別荘）および住宅の一部（または別荘の一部）を建築した市民は、当該住宅（別荘）および住宅の一部（または別荘の一部）を、売却、贈与、譲渡、賃貸その他の処分をする権利を有しない。

② かかる住宅（別荘）および住宅の一部（または別荘の一部）

は、地方・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の決定により、無許可建築を行った市民によって、またはその計算において収去せしめられ、もしくは、裁判所の判決により無償で押収され、地方勤労者代議員ソビエトのフォンドに入れられる。

③ 住宅（別荘）および住宅の一部（または別荘の一部）の、本

条にもとづく市民からの無償の押収の場合には、裁判所は当該市民およびその同居者の、当該住宅における居住面積の利用権を奪うことができる。ただし、当該市民が定住のために利用し得る他の住居を有していない場合には、押収された住宅（別荘）の移転をうけた地方勤労者代議員ソビエトは、他の住居を当該市民の利用に供する。

第110条 市民への家屋建築用地供与契約の破棄の効果

① 住宅または別荘建築用地の無期限利用のための市民への供与契約が法律または契約により定められた場合において、用地に建築された建築物と関連ある違反行為が市民によりなされたために破棄された場合には、法律により別段の定めのないときは、本法第109条第2項に定める効果が発生する。

② 裁判所の判決による、住宅（または別荘）の無償の押収およ

び地方勤労者代議員ソビエトのフォンドへの算入の場合には、本法第109条第3項の規定が適用される。

第111条 不労所得を得るために利用された財産の没収

① 市民の所有に属する住宅、別荘（または住宅、別荘の一部）または他の財産が、所有者により、不労所得を得るために継続的に利用された場合には、当該の住宅、別荘（または住宅、別荘の一部）および他の財産は、地方勤労者代議員ソビエト執行委員会の訴えにより裁判手続において無償で押収されなければならない。裁判所の判決により所有者から無償で押収された住宅（別荘）または住宅（別荘）の一部は地方勤労者代議員ソビエトのフォンドに入れられる。

② 前項の規定は、本法第104条に定められる条件を遵守する賃借住宅、別荘およびそれらの居室の賃貸の場合には適用されない。

③ 裁判所の判決による住宅（別荘）および住宅（別荘）の一部の所有者からの無償の押収および地方勤労者代議員ソビエトのフォンドへの算入の場合には、本法第109条第3項の規定が適用される。

第112条 市民の個人的所有に層し得る家畜の限度

市民の個人的所有に属し得る家畜の数の限度はロシア共和国

料 の立法により定められる。

第113条 コルホーズ世帯の構成員の個人的所有

① コルホーズ世帯の構成員の個人的勤労所得および貯蓄、ならびに構成員によりその個人的資産で購入された財産、相続または贈与の手続きにより受領された財産およびコルホーズ世帯に引渡されない財産は、コルホーズ世帯の構成員の個人的所有に属する。

② コルホーズの定款にしたがい、コルホーズ世帯にのみ帰属しうる財産は、コルホーズ世帯の構成員たる市民の個人的所有にはならない。

第114条 執行の対象とならない市民の財産

債権者の請求により執行され得ない市民の財産の一覧表はロシア共和国民事訴訟法典により規定される。

第115条 家内工業者の所有

市民の個人的所有に関する本法典の規定は、法律に別段の定めのない限り、他人の労働を利用せずに、個人的労働による小規模な経営をいとなむ家内工業者の所有にも適用される。

第12章 共同所有

第116条 共同所有の概念

① 財産は、共同所有権にもとづき、二以上のコルホーズ、または他の協同組合的・社会的機関、もしくは国家と一個および数個のコルホーズおよび協同組合的・社会的機関に、もしくは二人以上の市民に帰属し得る。

② 共同所有は、一定の持分を有するもの（持分的所有）および一定の持分を有しないもの（合有的所有）に区別される。

第117条 持分的共有（財産）の占有、利用および処分

① 持分的共有（財産）の占有、利用および処分は、「共有者」全員の合意により行われる。合意に到達しない場合には、占有、利用および処分の手続きは、各共有者の訴えにより決定される。

② メジコルホーズ的機関、国家的・コルホーズ的および他の国家的・協同組合的機関は、当該機関の参加者たるコルホーズ、他の協同組合的機関、国家とコルホーズおよび国家と他の協同組合的機関に共同所有権にもとづいて帰属する、自己に配布された財産を自己の定款（規程）にしたがい、業務管理原則に則って、占有し、利用し、処分する。

第118条 持分的共有に属する財産の維持費

持分的共同所有の各共有者は、その持分に応じて共有財産の

ための税金、手数料その他の支払およびその維持、保全のための費用を分担しなければならない。

第119条 持分譲渡に関する持分的共有の共有者の権利

持分的共有の各共有者は、自己の持分を他の者に譲渡する権利を有する。

第120条 優先買取権

① 共有に属する持分の、共有者以外の者への売却の場合には、他の共有持分権者は、売却される持分を、売却される価格およびその他の同一の条件で優先的に買取する権利を有する。ただし公売による売却の場合はこの限りでない。

② 住宅の優先買取権は、本法第108条に違反しない場合に、これを行行使し得る。

③ 共有持分の売主は、他の共有持分権者にたいし、書面の形式により、自己の持分を第三者に売却する意図について、売却の価格および他の条件を示して通知しなければならない。他の共有持分権者が、優先買取権の行使を拒否するか、またはこの権利を行行使しなかった場合には、住宅については通知の日から1ヶ月以内に、他の財産については10日以内に売主は自己の持分を任意の者に譲渡する権利を有する。

④ 優先買取権を侵害して持分が売却された場合には、他の共有持分権者は、三ヶ月以内に、裁判手続により、自己にたいする買主としての権利および義務の移転を請求する権利を有する。

第121条 共有財産からの持分の分割

① すべての共有持分権者は、共有財産からの自己の持分の分割を請求する権利を有する。

② 分割方法についての協議がととのわない場合には、その分割がもの経済的使命を不釣合に損うことなく可能であるときは、各共有持分権者の訴により、財産は現物で分割される。然らざるときは、「共有関係を」離脱する所有権者は、金銭的補償をうける。

第122条 共有財産の持分への執行

共有持分権者の債権者は、「それに対する」執行のために、その債務者の持分の分割についての訴えを提起する権利を有する。

第123条 国家と市民との持分的共有、協同組合的・社会的機関と市民との持分的共有の消滅

① 国家と市民、協同組合的・社会的機関と市民間の持分的共同

資料

所有権は、共同所有権発生の日から計算して一年以内に、以下の方法により消滅されなければならない。

- 1 分割が可能な場合には、財産の現物による分割。
- 2 市民に帰属する持分の、国家による買取り。および協同組合的・社会的機関による買取り。

- 3 国家に帰属する持分、および協同組合的・社会的機関に帰属する持分の市民に対する売却。
- 4 それぞれの持分に応じて、共有権者間の売上代金額の分配を伴う全財産の売却。

② 前述の手段のうち何れを選択するかは、市民と、相当する国家的機関、および協同組合的・社会的機関との合意により決定される。ただし、合意に到達しない場合には、裁判所により決定される。

③ 特別な価格を有する財産に対する国家と市民の持分的共同所有権は、個別の場合について、ロシア共和国閣僚会議の決定にもとづき、市民に帰属する持分の価格にたいする国家による支払いにより消滅され得る。

④ 住居についての共有における自己の持分の、国家的機関および協同組合的・社会的機関による売却の場合には、優先買取権

は、本法第120条の規定により、賃借権にもとづき、住居の当該部分に居住する市民に帰属する。市民がこの権利〔の行使〕を拒否するか、またはこの権利を行使しない場合には、優先買取権は、他の共有持分権者に帰属する。

第124条 持分的共有にある住宅の利用手続

住宅の独立した居住部分 (Квартира, комната) の、共有者の持分にしたがった利用手続についての〔当該の〕住宅の共有持分権者の同意が、公証的に認証され、かつ、地方勤労者代表議員ソビエト執行委員会において登録された場合には、この同意は、のちに、当該住宅に共有持分を取得する者に対しても拘束力を有する。

第125条 持分的共有にある住宅の増築 (Надстройка, Пристройка) および改築 (Перестройка) の効果

住宅の共有持分権者が、一定の手続を遵守し、自己の計算において、増築により有用な住居部分を拡大した場合には、当該共有持分権者の請求により、住宅についての共有持分およびその居住部分の利用手続は、相応して変更されなければならない。

第126条 コルホーズ農家世帯の所有

① コルホーズ農家世帯の財産は、合有的所有権 (第116条) にも

とづき、その構成員に帰属する。

② コルホーズ農家世帯は、コルホーズの定款にしたがい、自己の利用下にある住宅付属地における副業経営、住宅、生産用家畜、家禽および軽農業用具を所有し得る。

③ そのほか、農家世帯の構成員により農家世帯の所有に移転された、コルホーズの集団経営への参加による勤労所得、および構成員により引渡された他の財産ならびに共同の資産により購入された家庭日用品および個人的必需品もまたコルホーズ農家世帯に帰属する。

第127条 コルホーズ農家世帯の財産の占有、利用および処分

① コルホーズ農家世帯の財産の占有、利用および処分は、その全構成員の合意により決定される。

② コルホーズ農家世帯の財産の占有、利用または処分に関する紛争は、農家世帯の16才に達した各構成員の訴えにより裁判所によって解決される。

③ 15才以上16才未満の農家世帯の構成員は、自己の両親、養親または保証人の同意によりかかる訴えを提起する。15才未満の農家世帯の構成員のための訴えは、その両親、養親または後見人が提起する。

第128条 構成員の債務に関する農家世帯の責任

① コルホーズ農家世帯は、農家世帯の長により行われた法律行為について、当該の法律行為が農家世帯の長の個別的利益のために行われたことが状況から導き出し得ない場合には、自己の財産をもって責を負う。

② コルホーズ農家世帯の構成員は、法律行為が、農家世帯の利益のために行われたことが状況から導き出し得ない場合には、自己の債務について、自己の個人的財産、および農家世帯の財産における自己の持分(第129条)をもって責を負う。

③ コルホーズ農家世帯の構成員により行われた犯罪によって惹起された損害の賠償請求は、農家世帯の財産が、犯罪的方法により獲得した資産により取得されたか、または、かかる資産の計算において増大したことが裁判所の判決により確定された場合には、農家世帯の財産に対してむけられ得る。

④ 債権者の請求により執行され得ない農家世帯の財産の一覧表は、ロシア共和国民事訴訟法典により規定される。

第129条 農家世帯の財産における持分の決定

① コルホーズ農家世帯の構成員の、農家世帯の財産における持分は、当該構成員が新しい農家世帯「BAREN」を構成すること

料

資

なく農家世帯の構成を離脱する場合、農家世帯の分割およびその個人的債務に対して執行をむけられた場合に決定される。

② 農家世帯の構成員の持分の範囲は、成年に達していない者および労働能力を有しない者を含めて、農家世帯の全構成員の持分の平等に立脚して定められる。

③ 労働能力ある農家世帯の構成員の持分は、農家世帯の構成員であった期間が長期でないこと、または農家世帯の経営に対する自己の労働または資産による参加が十分でないことを理由に減少され得る。

第130条 コルホーズ農家世帯からの分離

① ひとりまたは数人のコルホーズ農家世帯の構成員がその構成から離脱する場合には、現物による持分の分割は、農家世帯から、その副業経営に不可欠な建物、家畜および農具を奪わないことを考慮して行われる。

② 農家世帯の構成員に支払われなければならない財産の持分の現物による分割が不可能な場合には、現金でその価格が支払われる。

③ 16才に達した農家世帯の構成員は、農家世帯の構成を離脱する場合に、財産の分割を請求する権利を有する。15才以上16才

未満の農家世帯の構成員は、自己の両親、養親または保証人の同意をえて、分割を請求し得る。15才未満の農家世帯の構成員の利益のためには、その両親、養親または後見人が分割を請求し得る。

第131条 コルホーズ農家世帯の分割

① コルホーズ農家世帯の分割の場合には、財産は、構成員の持分に従い、各農家世帯の経営上の必要を考慮して新たに形成される農家世帯の間で分割される。

② コルホーズ農家世帯の分割請求権を有するのは当該コルホーズの構成員たる成年の農家世帯の構成員である。

第132条 コルホーズ農家世帯の財産における持分権の喪失

コルホーズ農家世帯の労働能力ある構成員は、三年間継続して農家世帯の共同経営の管理に自己の労働及び資産をもって参加しないときは、農家世帯の財産における持分権を喪失する。

この規定は、農家世帯の構成員が定期的軍事勤務への召集、教育施設における勉学および病気のために経営管理に参加しなかったときは適用されない。

第133条 コルホーズ農家世帯の消滅後の財産の分割

コルホーズ農家世帯に帰属し、コルホーズ農家世帯の消滅後

に保有されている財産の分割は、本法第129条および第132条の規定により行われる。

第134条 単独農家世帯の所有

① 本法第126条において規定された財産を除き、単独農家世帯の所有に帰属し得るのは、労働用家畜（自治共和国閣僚会議、または辺区・州勤労者代議員ソビエト執行委員会の許可により）および他人の労働を用いることなく農家世帯の利用に充てられる農家付属農園の耕作のために必要な農業用具である。

② 本条第1項に規定された財産は単独農家世帯の個々の構成員の個人的所有には属し得ない。

③ 本条に規定された単独農家世帯の財産は、合有的所有権（第116条）にもとづき、その構成員に帰属する。

④ 単独農家世帯の合有的所有権には、本法第127条乃至第133条がそれぞれ適用される。

第13章 所有権の発生および消滅

第135条 契約による財産の取得者における所有権発生の時期

① 契約による財産の取得者における所有権（ただし、国家的機関においては財産の業務管理権）は、法律または契約により別段のさだめない場合には、物の引渡のときに発生する。

② 物の譲渡についての契約が登記されるべきときは、所有権は登記のときに発生する。

第136条 物の引渡

引渡と認められるのは取得者への物の交付、同様に、配達義務なく譲渡された物を、取得者への発送のため輸送機関に提出することおよび取得者への郵送のため郵便に付することである。物についての船荷証券および他の指図証券の引渡もまた物の移転と同様なものとみなされる。

第137条 特別許可によってのみ取得され得る物

① 国民経済にたいして有する意義、国家的安全の考慮およびその他の理由から特別な許可によってのみ取得し得る物（武器、航空機、劇薬、その他）の一覧表、ならびにその許可の交付手続は、ソビエト連邦の立法およびロシア共和国閣僚会議の決定により定められる。

② 貨幣、鑄塊および未加工状態の金、銀、プラチナおよびプラチナ属の金属、外国の通貨、外国の通貨で記載された支払証書（手形、小切手、送金為替等）、ならびに、外国資金の有価証券（株券、債券およびその利札等）は、ソビエト連邦の立法により定められた手続および範囲においてのみ取得され得る。

料 第138条 偶発的滅失の危険

① 譲渡される物の偶発的滅失および毀損の危険は、契約に別段の定めのない場合には、取得者に所有権が発生すると同時に、取得者に移転する。

② 譲渡人が物の引渡を遅滞し、または譲受人が物の受領を遅滞した場合には、偶発的滅失および毀損の危険は、遅滞した当事者が負担する。

第139条 主物および従物

従物、すなわち主物に奉仕すべく使命づけられ通常の経済的使用において主物に結合されている物は、法律または契約により別段の定めのない場合には主物の運命にしたがう。

第140条 果実および所得の所有権

果実、家畜の子、物により産出された所得は、法律または所有者と第三者との契約による別段の定めのない限り、物の所有者に帰属する。

第141条 家屋の管理不良な保有

市民が自己に帰属する住宅に対して、その崩壊を許容して管理不良のまま放置する場合には、地方勤労者代議員ソビエト執行委員会は住宅修理のため適当な期間を指定し得る。市民が相

当な理由なく必要な修理をなさない場合には、裁判所は、地方・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の訴えにより、不良な管理のまま保有する住宅を無償で押収し、これを地方勤労者代議員ソビエトのフォンドに移転し得る。

第142条 文化財の管理不良な保有

① 市民が、その者に帰属する、社会にとって重要な歴史的・芸術的およびその他の価値を有する財産を管理不良のまま放置する場合には、かかる種類の財産の保護を任務とする国家的機関は、所有者に対し、財産に対する管理不良な取扱いの停止についての警告を発する。所有者がこの請求を履行しない場合には、裁判所は、当該機関の訴えにより、財産を押収し国家の所有に移転することができる。押収された財産の価格は、合意により定められた範囲において、争いのある場合には裁判所により定められた範囲において、所有者に賠償される。

② さしせまった必要がある場合には、上述の財産の押収の訴えは、予備的な警告なしに提起され得る。

第143条 無主物

① 所有者のない財産または所有者が判明しない財産（無主物）は、財政機関の申立によりなされる裁判所の判決によって国家

の所有となる。申立は、財産が登録された日から一年の経過の後提出される。

② コルホーズ農家世帯に帰属していた無主物は、コルホーズの申立によりなされる裁判所の判決により、かかる財産がその領域内に存するコルホーズの所有となる。申立は、財産が、農村勤労者代議員ソビエト執行委員会により登録された日から一年の経過の後提出される。

③ 無主物か否かを判明させる手続および登録手続はロシア共和国財務省により決定される。

第144条 拾得物

遺失物を拾得した者は、遺失した者にたいし、遅滞なくその旨を通知し拾得物をその者に返還するか、あるいは民警または農村勤労者代議員ソビエト執行委員会に申告し、「当該の」物を差し出さなければならない。ただし、施設、企業および輸送機関内で、物が拾得された場合には、これを当該機関の管理者に差し出さなければならない。

第145条 拾得物の保管

① 拾得物を引渡された機関の管理者は、二週間以内に遺失者を発見し得ない場合には、これを民警または農村勤労者代議員ソ

ビエト執行委員会に差し出す。輸送機関は、輸送について適用されている規定により拾得物を保管し換価する。

② 民警または農村勤労者代議員ソビエトは、差し出された拾得物を6ヶ月間保管しなければならない。上述の期間内に遺失者が現われた場合には、拾得物はその者に返還される。その者が上述の期間内に発見されない場合には、拾得物は無償で国家の所有に移転する。

第146条 拾得者への費用の償還

物を拾得し、これを遺失者に返還した者、あるいは、定められた手続(第144条)によりこれを差し出した者は、遺失者から—ただし、物が国家の所有に移転した場合には、相当する国家的機関から—物の保管および差し出しに関する費用の償還を受領する権利を有する。

第147条 逸走家畜 [вешадзорный скот]

① 監督者の下から逸走した、または、迷いこんできた家畜の捕獲者は、家畜の所有者にたいし、遅滞なくその旨を通知し、家畜をその者に返還するか、あるいは三日以内に民警または農村勤労者代議員ソビエト執行委員会に、家畜の捕獲について通知しなければならない。

料

資

② 民警または農村勤労者代議員ソビエト執行委員会は、家畜の所有者の搜索の措置を講じ、搜索の間、獣医業規定を遵守して、家畜をもよりのソフォーズまたはコルホーズに保管および利用のために引渡す。ソフォーズまたはコルホーズの長は、家畜の受領を拒否する権利を有しない。

ソフォーズまたはコルホーズへの家畜の引渡の日から、役畜および大型有角家畜（およびその子）については六ヶ月以内に小型家畜（およびその子）については二ヶ月以内に、所有者が発見された場合には、家畜は所有者に返還される。所有者は、家畜の利用から生じた利益を控除した家畜の保管のための費用をソフォーズまたはコルホーズに償還しなければならない。

④ 本条第3項に定める期間内に、家畜の所有者が現れない場合には、所有者は、当該の家畜に対する所有権を喪失する。かかる場合には、コルホーズに保管されていた家畜は、無償で当該のコルホーズの所有となる。ソフォーズに保管されていた家畜は、無償で国家の所有となり、当該の家畜が保管されていたソフォーズの財産の構成に包含される。

第148条 埋蔵物

① 埋蔵物、すなわち地中に埋没されていた、または、他の方法

により隠匿されていた貨幣及び高価なもので、その所有者が確定されないもの、および所有者が、法律の効力によりそれについて権利を喪失しているものは、国家の所有であり、発見者により財政機関に差し出されなければならない。

② 金貨および銀貨、ソビエトおよび外国の通貨、宝石、真珠、貴金属の鑄塊、細工品および断片を発見し、「これを」財政機関に差し出した者に対しては、差し出された高価品の価格の25%の範囲内で報償金が与えられる。ただし、かかる高価品の発掘または探索が、その者の職務執行の範囲内にある場合にはこの限りでない。

第149条 取用および没収

国家および社会的利益のために、財産の対価を支払って、国家が所有者から財産をとりあげること（取用）、および、法律違反にたいする制裁として、国家が無償で財産をとりあげること（没収）は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により定められる場合および手続においてのみ許容される。

第150条 貴金属およびダイヤモンドの押収

捜査機関または裁判機関の決定により押収される貴金属（金プラチナ、銀）の鑄塊、合金、天然鉱、生産および研究を目的

とする半製品および細工品、ならびにダイヤモンドの占有者に
対しては、かかる占有者が、財産の没収をともなわない有罪判
決、無罪判決または訴訟中止の決定をうけた場合には、押収さ
れた高価品の価格が支払われ、高価品自体は、ソビエト連邦の
国家フォンドに引渡される。

第14章 所有権の保護

第151条 不法占有者に対する所有者の返還請求

所有者は、不法占有者に対して、自己の財産の返還を請求す
る権利を有する。

第152条 善意取得者からの財産の返還請求

① 財産が、その処分権を有しない者から対価を伴って取得さ
れ、かつ、取得者が「それについて」知らずまたは知り得な
かった場合（善意取得者）には、当該の財産が、所有者またはそ
の占有のため所有者により引渡された者により遺失されたとき、
またはいずれかの者により窃取されたとき、またはその意思によ
らず他の方法によりその占有を離脱したときのみ、所有者はその
取得者から財産の返還を請求する権利を有する。

② 本条第1項に定める理由にもとづく財産の返還請求は、財産
が裁判所の判決の執行のため規定される手続きにより売却され

た場合には、これを許容されない。

③ 財産が、その処分権を有しない者から無償で取得された場合
には、所有者は、すべての場合にその返還を請求する権利を有
する。

第153条 不適法に処分された国有財産、協同組合的および社会的 財産の返還請求

その手段のいかんを問わず、不適法に処分された国有財産ま
たはコルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関の財産は、
相当する機関により、あらゆる取得者から「その」返還を請求
し得る。

第154条 貨幣および有価証券の善意取得者からの返還請求の禁止 貨幣および持参人私有証券は、善意取得者に対してその返 還を請求し得ない（第152条）

第155条 不法占有者からの物の返還の場合の清算

① 本法第151条にもとづく財産の返還請求の場合には、所有者は
自己の占有の不法を知りまたは知り得べきであった者（悪意の
占有者）に対しては占有の全期間において得たまたは得べかり
しすべての利益の返還または賠償を請求する権利を有し、善意
の占有者に対しては、その者が不適法な占有を知りまた知り得

べきであつたとき以後に、または所有者による財産返還請求訴訟に関する通知を受領したとき以後に得たまたは得べかりし全所得の返還または賠償を請求する権利を有する。他方、占有者はその善意悪意を問わず、財産から得た所得を所有者に支払うべきとき以後、自己によって支出された「当該の」財産に対する必要費の償還を所有者に対して請求する権利を有する。

② 善意の占有者は、「当該の」物を毀損することなく分離することが可能である場合には、自己の施した改良「部分」を留保する権利を有する。かかる改良「部分」の分離が不可能である場合には、善意の占有者は、改良のために支出された費用の償還を請求する権利を有する。ただし、「当該の」物の価値の増加した限度をこえることをえない。

第156条 占有奪取をともなわれない侵害からの所有者の権利の保護
所有者は、その侵害が占有奪取と結合していない場合においても、自己の権利のあらゆる侵害の排除を請求する権利を有する。

第157条 所有者でない占有者の権利の保護
本法第151条―第156条により規定された権利は、法律または契約により財産を占有する所有者でない占有者にも帰属する。

解 説

一、所有権 ソビエト連邦における物の所有形態には社会主義的所有および個人的所有がある（一九三七年憲法第5条および第10条）。社会主義的所有には国家的（全人民的）所有およびホルホーズまたはその他の協同組合的機関およびこれらの連合体の所有ならびに社会的機関の所有が含まれる（新民法典第93条第1項）。個人的所有とは市民の所有であり、日常的需要の充足のためにあてられる財産のみがその客体となり得る（同条第2項）。

(a)、所有権の内容 所有者には、法律によりさだめられる範囲において、財産に対する占有、利用および処分の権能が帰属する（第92条）。法律は社会主義社会および国家の利益に合致するか、すくなくともこれに反しない限りで、所有者の要求の充足のために財産を占有し利用し処分することをみとめている。たとえば、個人的所有に属する財産を、不勞所得を得るために利用することはゆるされない（第105条第3項）。これに違反した場合には、所有者は、もはや自己の所有権を行使し得ないのみならず第111条によりその責をとわれることになる。さらに、社会主義社会においては、相当する機関によりなされる決定、命令および条例等によつても所有権の内容が規制されることが注目される。

(b)、社会主義社会における所有権の種類および形態 前に述べたように、社会主義社会においては、一種の所有形態が存在する(「基礎」第20条および第93条)。

社会主義的所有は、全人民的所有と個々の生産者集団の所有とにわけられる。新民法典第8章にさだめられる国家的所有は全人民的所有である。国家的所有の客体である財産(国有財産。第95条)は、全人民に帰属するものであり、全人民の利益のためにのみ用いられるものであるという点に、国家的所有の全人民的性格が特徴づけられる。すべての国有財産は単一のファンドを形成しており、国家が唯一の所有者なのである。

これに対して、コルホーズ的・協同組合的所有は、個々の生産者集団による所有である。このような所有権の客体である財産は、当該の機関を構成する集団に帰属する。

新民法典では、第8章から第10章までが、この社会的所有に関する規定にあてられている。これらの諸規定は「基礎」に則って、「基礎」のさだめる原則の細目を詳細に規定するものである。

また新民法典は、「基礎」が各連邦共和国の立法または法令に委ねている事項についても規定している(「基礎」第22条第1項、

3項、4項および第23条第2項、新民法典第96条第1項、3項、第93条第2項および第101条第2項参照)。

個人的所有は市民の日常的需要の充足に奉仕するものである。他人の労働を利用しない家内工業者の所有および農民の小規模な土地所有も、この個人的所有のひとつの形態であり、新民法典はこれについて第115条および第134条に規定をもうけている。

二、(a)、国家的所有権の内容 国家権力と単一の所有者としての権能を併せ有するソビエト国家は、自己に帰属する国有財産に関する法的制度を自ら決定する。

新民法典は、全人民に帰属する国有財産が単一のファンドであることを前提として、社会主義国家の所有権と、国有財産を占有する国家的機関の権能とを以下のように明確に定義づけている(国家的機関が、自己の管理下にある国有財産にたいしてもつ権能の法的性質については、ソビエトの法学者のあいだでながく争われてきた。所有権説、法律の委任による管理権説、「直接的業務的管理」権説など、さまざまな主張がこの争いの中に登場した。

新民法典は「基礎」にしたがって、これを、以下にのべるように業務管理権としている。なお、論争の詳細については、藤田勇「社会主義的所有と契約」56頁以下参照)。

料

(f) 国家はあらゆる国有財産の唯一の所有者である。(g) 国家的機関に配布された国有財産は、当該機関の業務管理下にある。

資

(h) 国家的機関は、法律によりさだめられた限度で、その活動目的、計画課題および財産の使命にしたがって、自己の業務管理下にある財産を占有、利用、処分する(第94条参照)。国家的機関の業務管理は国有財産に対してのみ及ぶ。従って、国家は、自己に帰属する所有権を、国有財産に対する業務管理機関によって実行する。新民法典は、第24条により、業務管理機関を法人として規定する。国有財産の占有、利用、処分の権能は、国家的機関に対して、法的に保障されており、それが業務管理権である。国家は、国家的機関に対して、このような権利を興えるばかりでなく国有財産の業務管理についての義務をも負わしめる。義務の履行なしには国家的使命の達成もぞめないからである。

国家的所有としての業務管理は、国营企業およびその機関における管理とは本質的に区別される。業務管理には、行政上の計画の国家的機関による達成が含まれるばかりでなく、国家的機関に配布された財産に関する経営上の管理行為の達成も含まれる。それゆえに、業務管理は、行政上の法律行為のみならず民事および労働立法上の法律行為によっても媒介される。従って業務管理権の分析

にあたっては行政的権能または民事的権能としてのみそれを捉えてはならずその多様な側面を考察しなければならないのである。

国家的機関に配布された国有財産にたいする業務管理権は、全体として、社会主義国家にたいする国家的義務の履行の手段である。まさにそれ故に、国家的機関の権能は、国有財産に対する国家的権利の内容自体によって決定されるのである。

(b) 国家的所有権の客体 第95条に列挙されている国家的所有権の客体のうち、とくに注意しなければならないのは、土地、地下資源、水および森林である。これらは国家によってのみ所有され、他の者(市民および機関)には、法律および他の法令でさだめられる限度で、その利用だけがゆるされるのであるが、コルホーズは土地についての占有権のみならず時には処分権をも有する。コルホーズ付属地のフォンドからのコルホーズ農家世帯付属地の形成がその例である。

(c) 国有財産の処分手続 第96条は基本資産に関連する国有財産の処分手続を定めるものである。

国家的所有権の客体である企業、建造物および營造物については、それが経営機関に属するものであるか国家予算による施設に属するものであるかを問わず一般的法制度がさだめられている。

企業、建造物および営造物の譲渡手続は一九三六年二月一五日および一九四〇年五月五日のソビエト連邦關係會議の決定「國家的機關と協同組合的(社会的)機關の間で譲渡される企業、建造物および営造物に関する清算手続について」によって定められ、その細目については条例によって定められている。國家的機關自体は、自己に配布された企業、建造物および営造物を他の國家的機關にも、協同組合的・コルホーズのおよび他の社会的機關にも譲渡し得ない。譲渡は、権限ある國家機關当局および省の決定のみによって行われる。國家的機關による協同組合的・コルホーズのおよび他の社会的機關へのこれらの譲渡には、権限ある國家機關の決定のほかは、協同組合的・コルホーズのおよび社会的機關による財産の受領についての同意が必要とされる。國家的機關相互間の譲渡は、譲渡機關の収支表から受領機關の収支表への帳簿上の移転の方法により無償で行われる。活動中の企業は、その積極財産および消極財産について現状のまま移転される(一九六三年二月一五日令)。

基本資産に関連する設備および国の国有財産の移転の場合には、それらが当該の機關の財産として現に利用されているか、過剰なものとして利用されていないかが問題となる。充分に利用され

ている場合には、当該の機關はその所有権(業務管理)を他の機關に移転することはできない。このような財産の、下級の企業および機關相互間の再配分の権利は、ソビエト連邦關係會議、連邦共和國關係會議、國民經濟會議によって指定される。企業および機關に不可避免的に発生する過剰設備の利用の特別手続は一九六一年六月十日のソビエト連邦關係會議の決定により定められている。企業は、遊休設備を一時的に短期(一年未満)賃貸借に託す権利を有する。賃料は受託者により原価償却費の限度で定められる。

基本資産に関連する財産は、ロシア共和国關係會議による市民への販売がゆるされているものほかは、市民への移転が認められない。國營企業および施設による市民への住宅の販売は、一九四九年一月十日のソビエト連邦財務關係會議令 № 205 によって定められている。流動資産を原材料の形態のまま処分する権限は企業および經營機關自身が有するのみならず上級の國家的行政機關も有する。過剰の資材およびその他の流動資産の再配分手続は一九五五年五月一四日のソビエト連邦關係會議令 № 938 およびその細則に関する条例によって決定される。

企業および經營機關の流動資産の適性化手続は、一九六二年一月三十日のソビエト關係會議令 № 205 「國營企業および機關の

料 流動資産の適性化の改善について」およびソビエト連邦国家計画委員会およびソビエト連邦国有銀行によって一九六二年三月二七日に認可された工業部門の国营企業の流動資産に関する典型についての訓令によって決定される。

(d) 国有財産に対する執行手続 国家的機関の財産のうちで、基本資産と関連しない財産は、民事訴訟法典第98条第2項のさだめる例外を除いて、債権者の請求によって執行され得る。民事訴訟法典第41条により、家族ファンドおよび糧秣ファンド、またはその標準的活動に不可欠な範囲内にある流動資産について執行することはできない。国家予算にもとづいている機関の全財産にたいしても執行することはできない。

「民事裁判手続の基礎」第57条第7項および民事訴訟法典第409条により、執行は、まず第一に、国家的、協同組合的・コルホーズのおよびその他の社会的機関がソビエト連邦の立法により信用機関に有する金銭的資産に対してむけられる。

信用機関の請求による貸付金の返還のための執行手続はソビエト連邦の立法によって決定される（民事訴訟法典第98条第3項、第41条第3項）。

三、(a)、コルホーズ的・協同組合的の所有権の内容 コルホーズ

的・協同組合的の所有とは、相当する機関（コルホーズ、漁業アルテリ、住宅・別荘建築協同組合、消費組合、協同組合連合体等）を構成する労働者集団の所有である。

コルホーズ的・協同組合的の所有の内容のこのような定義づけは当該の機関が所有する財産の処分権が排他的に所有者に帰属するという規定とあいまって重要な意義を有する。すなわち、財産の所有者たる当該の機関の活動に対する国家機関および連合体等による不当な干渉がこれによって最終的に排除されることになったからである。これらの規定によって、法律は、国家機関および上級組織による下級機関の財産の恣意的な処分およびひとつのコルホーズに対する他のコルホーズへの生産物および資金による援助の強制を絶対的に禁止したのである。

(b)、コルホーズ的・協同組合的機関の財産に対する執行手続 第101条第1項および民事訴訟法典第412条に列挙された財産に対しては、債権者の請求による執行がゆるされず、また抵当物にもなり得ない。

企業および施設は、コルホーズ的・協同組合的の所有の客体であるかぎり執行の対象とはなり得ないが、これらが法人としての権利を行使している場合には、一般原則により執行されることにな

る。

四、(a)、労働組合的・社会的所有権の内容 労働組合、その支部および他の社会的機関は、規約に従って自己の所有する財産を占有、利用および処分する。

労働組合的・社会的所有は、コルホーズ的・協同組合的所有に比してより高度な社会化の水準に到達している。このことは、労働組合および他の社会的機関の上級機関は、規約のさだめる限度において下級機関の財産に対する処分権を有するという点に最も特徴的にあらわれている。労働組合規約は選出された機関にたいして、資金および組合財産の処分権を規定し、さらに、下級の組合機関に帰属する財産の再配分を行う権利をも規定する。

(b)、労働組合および他の社会的機関の財産に対する執行手続 第104条第1項に列挙された財産およびロシア共和国の立法により執行をゆるされない財産は、抵当物にもなり得ない。

社会的機関および機関に付属する企業にたいしてクレジットが設定されている場合には、信用機関の請求による貸付金の返還のための執行手続はソビエト連邦の立法によって規定される(第104条第3項、民事訴訟法典第43条第2項参照)。

五、(a) 個人的所有権の内容および対象 すべての市民は、自

己の勤労所得および貯金、住宅またはその一部、家庭副業経営、家庭日用品、個人的日用品および便益品を個人的に所有し得る(第105条第2項)。その他、市民の個別のおよび趣味的要求の充足のためにその所得を用いることも、それが社会主義的生産目的自体を阻害しないかぎり何等制限されることはない。しかし、住宅(第106条)、家畜(第112条)、自動車など消費財としてのみならず生産財としても利用されるものについては事情が異なる。第112条は市民が個人的に所有し得る家畜の数はロシア共和国の立法により定められると規定する。一九六四年十一月十三日ロシア共和国最高会議幹部会令 №51, №887, によって、コルホーズの構成員でない市民が所有し得る家畜数の限度がさだめられた。一九六四年十一月十三日のロシア共和国共産党中央委員会および閣僚会議の決定「コルホーズ員および労働者の副業経営の不合理な制限の撤廃について」は、コルホーズにたいして、家畜数および農家世帯付属地の範囲および基準について不合理な制限を設けている農業アルテリ定款を改正するように勧告した。これにより、現在では、一九三五年二月十七日に承認された農業アルテリ定款は改められ、家畜数および農家世帯付属地の範囲および基準は、コルホーズ員の総会の決議によってきめられる。コルホーズの幹部、地

料 方党ソビエトおよび農業機関はこの決議を変更し得ない。

資 「基礎」に則って、新民法典は市民の個人的所有権（第105条）およびコルホーズ農家世帯の所有権（第126条）を規定する。第113

条は、コルホーズ農家世帯の構成員の個人的所有を規定しているが、その第1項により、コルホーズ農家世帯に引渡されない財産は構成員の個人的所有に属するものとされる。財産は、構成員とその長との契約により引渡されたときばかりでなく、構成員の活動の内容から、収入が農家世帯の所有権に属する財産から得られたとみなされるときにも当該世帯の所有権に帰属する。

市民の個人的所有に帰属する財産は不労所得を得るために利用されてはならない（第105条第3項）。旧民法典は、財産が前述の目的のために利用された場合に、所有者に対して適用されるべき制裁の規定をもたなかった。そのために、裁判所は、あるいは一九二二年民法典の第1条に依り、あるいは法律行為の無効の規定を適用し、ついには不当利得に関する規定とくに第402条を適用するにいたった。多くの判決はこれらの規定のすべてを適用するものであった（たとえば第1条、第30条、第147条および第402条）。

「基礎」が制定されて後は、「基礎」第5条および第25条第1項を直接に引用した判決もあらわれた。新民法典は、この点について

て第105条第3項で立法的に解決したのみならず個人的所有の客体からの不労所得の獲得の効果についての特別な規範をも設けている。

第113条の解釈については、いかなる場合に、所有者が得た所得が不労所得といふ得るのかというまことに困難な問題が生ずる。注意しなければならないのは、社会主義的経済体制における労働の対価としてではなく得られた収入のすべてが、不労所得として定義づけられるわけではないということである。法律は所有者に対して、個人的所有に属する住宅および別荘を法律により定められた範囲および条件で賃貸すること（第113条第2項、第298条第1項、第304条）、自己の財産、とくに副業経営による生産物を売却すること（第240条第2項）などを禁止してはいないからである。

第113条第1項は、制裁を科するための要件として、不労所得獲得の組織性をあげている。不労所得を得た者に対する制裁規定の適用にあたっては、所得の額、獲得の目的などの諸事情を考慮することが必要である。なぜならば、不相応な贅沢、および寄生的生活様式の維持を目的として不労所得を得ようとする所有者に対してこそとりわけ厳しい制裁が科せられるべきだからである。裁判所は、このような事件の処理にあたっては、具体的なあらゆる

事情を総合的に判断して判決を下すべきであらう。

(b)、住宅に対する市民の個人的所有権 住宅の個人的所有の一

般原則は第106条により定められた。一九六〇年二月三日のソビエト連邦閣僚会議の決定は、個人用別荘建築用地の割当を禁止し、その時まで割当てられた用地に建築された別荘については、市民の個人的所有権を認めている。所有者は法律により定められている方法（売却、贈与、遺贈など）により任意にその別荘を処分することができ、他方、別荘を所有していない市民および別荘建築協同組合に加入していない市民は、購入、受贈などによりそれを獲得することができる。住宅および別荘を不労所得を得るために取得することはゆるぎない。

一九五七年七月三十一日の共産党中央委員会およびソビエト連邦閣僚会議の決定「ソビエト連邦における住宅建築の発展について」は個人出資者による住宅建築組合による高層集団住宅の建築を認めた。それぞれの出資者はこの高層集団住宅の一定の居住部分を個人的に所有する。一九五九年七月七日のロシア共和国閣僚会議の決定により承認された「個人出資者による住宅建築組合による住宅建築」に関する規定により、このような高層集団住宅における共同所有権は共有部分についてのみ発生する。第106条第1

項は一九五七年七月三十一日の決定を独立した部屋 (KONKAT) にまで拡張したものである。

従来立法は居住面積の限度のみならず、個人的所有に属する住宅の部屋数をも規定していた（一九四八年八月二十六日のソビエト連邦最高会議幹部会令、一九五八年七月一八日の改正令参照）。新民法典は居住面積については従来どおり六〇平方メートルと定めるが、部屋数を制限してはいない（第106条第4項）。さらに新民法典では、一定の場合に六〇平方メートルをこえる居住部分の所有をも認めている。たとえば同居の家族総数が五名である科学者は65平方メートル (65 × 0.1 + 8) を所有し得るわけである。

住宅を個人的に所有する市民でも個人出資者による住宅建築組合に加入し一定の居住部分を取得することができる。一九六二年十月五日のロシア共和国閣僚会議の決定により承認された個人出資者による住宅建築組合規約第6章第2節により、住宅またはその一部を所有する者は、それが恒常的居住に不適当であるときまたは何等かの理由により恒常的居住のために利用され得ないときには組合に加入することができる。新民法典が施行される以前は、このような市民が高層集団住宅に居住部分を取得した後に、相続、結婚などによりあらたに住宅を所有した場合に

料 与らるべき法的手段は全くなかった。第108条はこれを立法的に解決したものである。

資 土地使用の許可を得ていない建物および法律によりさだめられた居住部分の限度（第106条第4項）をこえている建物は無許可建築物とみなされる。無許可建築物について責を負うべき者は刑法第109条第2項により刑事罰に処せられる（一九六三年八月五日のロシア共和国最高裁判所総会の決定を「民法」の「土地の無断占拠〔zakabat〕事件および無許可建築物住宅事件のための訴訟実務について」）。

新民法施行以前は、無許可建築の効果は、一九四八年八月のソビエト連邦閣僚会議の決定「一九四八年八月二六日のソビエト連邦最高裁判所幹部会令の適用について」および一九四〇年五月二二日のロシア共和国人民委員会議の決定「無許可建築物一掃の方法について」によってさだめられていた。これらの法令により無許可建築物の建築者に対しては、地方・市ソビエト執行委員会の警告文書を受領したときから一ヶ月以内に、自己の計算で当該の建築物を収去する義務が課せられていたが、当該建物の押収については何のさだめもなかった。第109条第2項は、無許可建築物の収去については、地方・市勤労者代表議員ソビエト執行委員会の決

定にゆだね、無償の押収については裁判所の判決によることを規定している。この収去の決定にたいしては、行政手続きによる上級執行委員会への異議申立のみがゆるぎされており裁判所は管轄権を有しない。裁判所により下された押収の判決にたいしては、控訴がみとめられる。

第109条の規定は、一九六四年十月一日（註、新民法典はこの日から施行された。）以前に建築されたもので無許可建築物と認められた住宅および別荘にも適用される。

六、共有 第116条は財産が数個の主体による共有に属し得ることを規定する。国家または協同組合的・コルホーズ的および他の社会的機関と市民との間で、財産を共有することは許されない。従って第116条はこのような形態の共有を規定してはいないが、たとえば、相続人が存在しない市民の遺産の相続、市民の財産の押収の場合などにこのような共有が発生し得る。この場合の手当てが第123条に規定されているのである。共有は、一定の持分を有する共有と合有とにわけられるが、前者を原則とし、後者は法律によって規定された場合にのみ発生し得る。新民法典は、第126条―第134条で、コルホーズ農家世帯の財産についてその構成員による合有を規定する。社会主義的機関の構成員による共有は、常に持

分的共有である。

(a)、持分的共有 持分的共有に属する財産は、共有者全員の合意により占有、利用および処分される。

従来の立法は、全員の合意が成立しない場合における多数決の原則を採用していた（一九二二年民法典第63条参照）。訴訟実務においては、財産の処分についての合意不成立の場合には、各共有者の訴えにより裁判所がこれを決定し得るという原則が確立されてはいたものの、多数決原則についての明文の規定があるために、実務上も学説上も多くの動揺や論争がひきおこされていた。

新民法典はこの多数決原則を排除し、それぞれの共有者にたいして、共有財産の占有、利用、処分の手続を決定するための訴えを提起することを認めた（第117条第1項）。

国家的機関は、自己に配布された国有財産を業務管理権により利用する。第117条第2項により、メジコルホーズの機関、国家的・コルホーズ的機関および他の国家的・協同組合的機関は、持分的共有により、当該の機関の参加者に帰属する財産のうち自己に配布されたものを、その定款および活動目的に従って業務管理権により占有し利用し処分する。

持分的共有の各共有者は、自己の持分を第三者に譲渡し得る

（第119条）。新民法典は、旧法に規定されていた他の共有権者の優先買取権を承継している（第120条）。ただし一九二二年民法典およびその他の法令は優先買取権を行使し得る期間を法定していなかった。第120条第3項はこれを住宅については一ヶ月、その他の財産については十日とさだめた。

国家と市民および協同組合的・社会的機関と市民との間に発生した共有は法律により定められた手続により消滅させられなければならない。「基礎」の施行まで、従来の立法は相続人不在の相続財産に関する国家と市民との共有の消滅のみを規定しすぎなかった。一九六二年七月二六日のロシア共和国最高ソビエト令により、はじめて国家と市民との共有のみならず、他の社会的機関と市民との共有も消滅させる手続に関する基準が指示された。

第123条は、詳細にこれを規定するものである。第123条第1項第1号―第4号にさだめる消滅方法の選択に関して合意が成立しない場合には、各共有権者は訴えを提起し得る（第123条第2項）。裁判所は財産の評価および持分の価格の決定に関する共有権者間の争いについても管轄権を有する。一九三五年五月十日のロシア共和国人民委員会議の決定は、保険および財産目録上の評価額をこえて市民から建物を買取することを国家的・協同組合的（コルホー

料
ズを除く) 社会的機関に対して禁止した。しかし財産目録および
建物の強制保険の評価額は、通常、取引価格を下まわるために、
市民に帰属する住宅が社会的機関によって買取られる場合には、
市民の利益が侵害されがちであった。それゆえに前述の買取りに
際しては、建物取去の際の補償価格決定のための評価基準が適用
されるべきである。一九六一年十二月十五日のソビエト連邦關係

會議の決定 No.113 は、国家的および社会的必要性にもとづき土
地の使用が禁止されたため市民に帰属する建物および設備が取去
される場合には、建物の任意保険について適用される評価基準に
より補償額の決定が行われるとする。この決定は、建物について
市民が有する持分の買取りの場合にも準用され得る。

一九六四年十月一日以前に、国家と市民、協同組合的および社
会的機関と市民との間に発生した共有も、第128条にさだめられた
期間および手続きによって消滅させられなければならない。一ヶ
年の期間は一九六四年十月一日から進行する。

(b)、コルホーズ農家世帯の合有 第126条第2項によりコルホー
ズ農家世帯の合有の客体として規定されている財産は、コルホー
ズ農家世帯の構成員の個人的所有には帰属し得ない。コルホーズ
農家世帯の財産は構成員全員の合意により占有し利用し処分され

る(第127条第1項)。財産が構成員のひとりによって他の構成員
の同意を得ずに対価を伴う法律行為により第三者に譲渡された場
合には、譲受人が合意のないことを知らずまたは知り得なかつた
ときは、その返還を請求することができない。

以下の場合には、コルホーズ農家世帯の構成員の持分の決定が
なされる。(i) その構成からの離脱、(ii) 農家世帯の分割、(iii)
個人的債務にたいする執行(第129条第1項)。

一九四三年七月二十九日のソビエト連邦最高裁判所總會の決定に
より、コルホーズ農家世帯から構成員が離脱する際の持分の決定
にあたっては、当該の者のそれまでの農家世帯の経営にたいする
参加態度および内容が裁判所によって十分に考慮されなければな
らないという原則が確立された。第129条第3項はこれに由来する
ものである。また同条第2項には、全構成員の持分の平等がさだ
められている。

第132条は労働能力を有する構成員の持分権の喪失に関する規定
である。従来の立法(土地法典第75条)では、労働能力を有する
構成員は、六年間継続して農家世帯の共同経営に参加しない場合
に持分権を失う旨が規定されていた。新民法典はこれを三年に短
縮した。

ところで、労働能力のない構成員は、農家世帯からの他出の期間に關係なく持分権を保有するのであるか。これについては、次のように考えるべきであろう。すなわち、年少の子がその両親と共に他の土地に転出した場合には、両親が持分権を有する期間は子も持分権を失わない。また高令者の場合、たとえば農家世帯構成員の労働能力を有しない母親が非構成員である他の土地に住む息子の家に出かけたときには、他出の期間と無關係である。

七、所有権の発生および消滅 契約によつて財産を取得する者は、それが特定物であるか種類物であるかを問わず、原則として、物の引渡を受けたときに所有権（国家的機関においては業務管理権）を取得する（第136条）。引渡があったとみとめられる時期については第136条が規定する。

(a) 無主物および財産の管理不良な保有 旧民法第68条は無主物が、特別法により定められる手続きにより国家の所有に移転することを規定していた。しかし、立法では無主の建築物の国家の所有への移転が特別に定められただけであった（一九三五年十月二二日のロシア共和国法務人民委員部の訓令参照）。一九三五年十月二二日令により定められた、建築物を無主のものとする認める手続きでは建築物の所有権の侵害にたいする配慮が全くはらわれ

ていなかった。したがって、所有者は、執行委員会の決定により地方ソビエトのフォンドにいられた建築物について、その所有権の確認および返還を裁判手続により請求しうるかどうかという、まことに困難な問題が生じていた。第133条は無主物に関する従来の法制度の欠陥を除去したものである。

また、新民法典は財産の管理不良な保有について第143条および第142条で詳細な規定をもうけている。

住宅の管理不良な保有についての規定である第144条が、押収を市民の修理義務不履行の場合の最後の手段としていることは注意されなければならない。

第142条は、文化財の管理不良な保有の場合を規定する。従来の評決は社会的に重要な価値を有する文化財が管理不良のまま放置された場合については、一九二二年法の第1条にのみ依つていた。第142条は、この点につき立法的解決をはかったものである。

(b) 拾得物、埋蔵物および逸走家畜 第144条―第148条は、拾得物、埋蔵物および逸走家畜についての法的制度をさだめたものである。

旧民法典は第68条―6において拾得物の価格の二〇%を限度として報酬を請求する権利を拾得者にたいして認めていた。この規

料 定は、もはや、現在のソビエトの社会思想に適合しないものとなつていた。新民法典では第149条において、拾得物の保管費および差し出しに関する費用の償還だけ規定している。

(c)、**収用および没収** 収用は行政行為である。収用された財産の対価の支払いは、当該の財産を算入した機関によって行われる。違法な収用に対する異議は行政手続によって提起される。

没収は法律違反に対する制裁として国家が無償で財産をとりあげるものである。

収用および没収は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法によつてさだめられる場合および手続によつてのみ許される(第149条)。

「刑事立法の基礎」は、法律にさだめのある場合において、国家に対する犯罪および私利を目的とする重罪に対する刑事罰の補助的手段として没収を規定している(「刑事立法の基礎」第21条第2項、第30条、刑法典第21条第10段、第22条第3項、第35条)。刑法典の付則において、裁判所の判決による没収がゆるされない財産の一覧表がさだめられている。

没収は刑事罰としてばかりでなく行政法および国家法上の帰責手段としても適用され得る。民法上の没収は、無効な法律行為の

締結、不勞所得をうるための個人的所有の客体の利用などに対する制裁として適用される。

違法な収用および没収をこうむつた者は、裁判手続により財産上の損害を請求する権利を有する。没収された財産の返還手続は一九五六年一月三十日のソビエト連邦財務關係會議の訓令(№35、一九五三年九月二十九日のソビエト連邦最高裁判所總會の決定「没収された財産に関する裁判手続について」およびその他の条令によつて決定されている。

第150条に列挙されていない高価品の没収の場合に、その占有者が財産の没収をともしなわれない有罪判決、無罪判決または訴訟中止の決定をうけた場合の返還手続は一九五五年八月十日のソビエト連邦財務關係會議の決定(№35)によつてさだめられている。

八、所有権の保護 (a)、所有物返還請求権 新民法典は第151条

で不法な占有者に対して自己の財産の返還を請求する所有者の権利を規定し、第152条でこの請求権が善意取得者に対して行使される場合の要件を規定している。財産が裁判所の判決の執行手続により競売に付される場合には、所有者はこの請求権を行使することができないが(第152条第2項)、民事訴訟法典第40条により無効とされたときは、通常の手続により行使し得ることにな

る。

「基礎」第28条第4項に則つて、新民法典第153条は不適法に処分された国有財産、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関の財産について、当該機関が無制限の返還請求権を有する旨を規定する。したがつて、この場合には、第152条の適用が排除される。不適法な処分とは、当該機関の受任者でない従業員によつてなされた財産の譲渡、権限超越の場合などである。市民、または協同組合的・コルホーズ的および他の社会的機関に対して国家的機関により提起される返還請求には、第90条により出訴期間が適用されず、国家的機関、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関相互間の請求については、第78条にさだめられる通常の出訴期間が適用される。

第153条は不法占有者から物が返還される場合の清算に関する規定である。本条第1項は一九二二年民法典第59条を承継するものであるが第2項は不法占有者によつて施された改良部分の運命について新民法典があらたにさだめたものである。悪意の占有者は、物の価値を損うことなく改良部分の分離が可能であり、かつ、所有者がその費用の償還を拒んだ場合には、改良部分を留保し得ると考えてよいであろう。ただし、このような分離が不可能

である場合には、悪意の占有者は、その費用の償還を請求する権利を有しない。

(b)、妨害排除請求権 第156条は、所有者の妨害排除請求権を認めたものである。所有者は訴え提起の時に物を占有していることが必要であり、しかも、所有権の実現が相手方の行為により現実

に妨げられていることを必要とする(なお、妨害予防請求権については何等言及されていない。)

(c)、所有者でない占有者の権利の保護 法律または契約により財産を占有する所有者でない占有者にたいしても、第151条―第156条の規定が適用される(第157条)。これにより権原ある占有者は不法占有者と区別されているのである。

ソビエト法は、事実上の占有者の占有の適法性については、何等規定するところがない。財産は、所有者または権原ある占有者によつて占有されるのが通常であり、事実上の占有者は、その占有の不法性が確定されなにかぎり、適法な占有者としてとりあつかわれ、従つて、実際上は、民法による保護を享有するのである(なお、詳細については、原隆、「ソ連邦における市民の個人的所有権の民法上の保護について」法学志林第六十四巻第一号参照。)